（特定資金の貸付け等の限度額）

第十三条　災害等に係る事案に関する危機対応業務のうち、第九条各号に掲げる者に対するツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等（社会資本整備に係るものその他主務大臣が定めたものに限る。）については、法第十五条第一項に規定する危機対応円滑化業務実施方針に定める限度額を適用しないものとする。

2　前項の規定にかかわらず、災害等に係る事案に関する危機対応業務のうち、第一条第三号ロに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者（中堅企業等（第十一条第一項第五号に規定するところにより、損害担保取引の対象となる中堅企業を除く。）に限る。）を対象とするツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等については、法第十五条第一項に規定する危機対応円滑化業務実施方針に定める限度額を適用しないものとする。

第四章　雑則

（実施状況に関する報告）

第十四条　指定金融機関は、毎月の危機対応業務の実施状況について、次に掲げる事項を、遅滞なく、公庫を通じて主務大臣に報告するものとする。

一　第三条第一号又は第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　第五条第十一項に規定する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの総額、件数その他の事項

ニ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

二　第三条第三号又は第四号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

三　第三条第五号又は第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項

ニ　保証の総額、件数その他の事項

ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ヘ　第五条第十一項に規定する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの総額、件数その他の事項

ト　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

四　第三条第七号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

五　第三条第八号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項

ニ　保証の総額、件数その他の事項

ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ヘ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

六　第九条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

七　第九条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、短期社債の取得の総額、件数、取得金利の下限その他の事項

八　第三条第九号に掲げる者を対象とする産活法第二十四条の二第一項に規定する出資の実施状況については、損害担保取引の対象となった出資の総額、件数その他の事項

（共通事項）

第十五条　危機対応業務の実施は、主務大臣から指示を受けた指定金融機関に限り行うものとする。

（改定）

第十六条　主務大臣は、東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務については、東日本大震災による被害の状況、企業の業況又は資金繰りの改善の状況等を踏まえ、この定めに係る危機対応業務の実施期間、対象、条件等について、改定するものとする。

2　主務大臣は、災害等に係る事案に関する危機対応業務については、災害等による被害の状況、企業の業況の改善の状況等を踏まえ、半期ごとを目途に見直しを行うものとする。

○経済産業省告示第二百二十八号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン（平成二十年経済産業省告示第百六十七号）の全部を次のように改正する。

平成二十四年十月十五日

経済産業大臣　枝野　幸男

医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン

目次

1．はじめに
1.1. 本ガイドラインで用いる医療情報用語の説明
1.2. 本ガイドラインで用いる制度及び技術用語の説明
1.3. 本ガイドラインで用いる独自用語の説明
2．医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理上の要求事項
2.1. 医療情報に係る情報処理事業を受託する上で推奨される認証及び認定
2.2. 情報資産管理
2.2.1. 資産台帳
2.2.2. 情報の分類
2.3. 組織的安全管理策（体制、運用管理規程）
2.4. 医療情報の伝達経路におけるリスク評価
2.5. 物理的安全対策
2.5.1. 医療情報処理施設の建物に関する要求事項
2.5.2. 医療情報処理施設への入退館、入退室等に関する要求事項
2.5.3. 情報処理装置のセキュリティ
2.5.4. 情報処理装置の廃棄及び再利用に関する要求事項
2.5.5. 情報処理装置の外部への持ち出しに関する要求事項
2.6. 技術的安全対策
2.6.1. 情報処理装置及びソフトウェアの保守
2.6.2. 開発施設、試験施設と運用施設の分離
2.6.3. 悪意のあるコードに対する管理策
2.6.4. ウェブブラウザを使用する際の要求事項
2.6.5. 第三者が提供するサービスの管理
2.6.6. ネットワークセキュリティ管理
2.6.7. 電子媒体の取扱
2.6.8. 情報交換に関するセキュリティ
2.6.9. 医療情報システムに対するセキュリティ要求事項